

建築・設備設計業務委託特記仕様書（改修・解体）

I. 業務概要

1. 業務名称 （旧羽ノ浦すみれ保育所除却工事設計業務）

2. 委託期間 （ 契約締結の翌日 ～ 令和 7 年 11 月 28 日 ）

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 施設名称 | （ 旧羽ノ浦すみれ保育所 本棟・別棟 ） |
| (2) 敷地の場所 | （ 阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原 ） |
| (3) 建築年 | （ 昭和51年（本棟、別棟共） ） |
| (4) 敷地面積 | （ 2,778㎡ ） |
| (5) 建築面積 | （ - ） |
| (6) 延床面積 | （ 本棟：726㎡、別棟：235㎡ ） |
| (7) 建築物高さ | （ 本棟：10.5m、別棟：4.4m ） |
| (8) 構造・階数 | （ 鉄筋コンクリート造平屋建て×2棟 ） |
| (9) その他付属建物 | （ 焼却炉、ユニット倉庫、自転車小屋
鳥小屋、遊具一式 ） |

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十一号 第1類 とする。

4. 設計と条件

(1) 業務内容

1) 解体事前調査業務

- ・ 建築年次、構造、既存の設計図書等及び現場において建物・敷地全体を確認し、その内容を設計業務に反映させること。調査の結果、障害物、公害関係及び設備関連事項等について問題が生じる恐れがあると判断される場合は、監督員に状況を報告の上、対応を協議すること。
- ・ また、アスベスト含有等調査業務(アスベスト、ダイオキシン類、重金属類の含有調査)については別途発注しており、調査結果を確認次第、設計に反映することとする。なお、上記に記した内容で追加調査又は新たな調査業務が必要な場合は監督員に報告するものとする。

2) 解体設計業務

- ・ 建物解体後の埋戻しについては、購入土搬入はせず、敷地境界である敷地周囲から敷地中心に向かって勾配を取る形に敷き均し転圧するよう設計すること。
- ・ 解体工事による騒音、振動、粉塵、排水処理、工期及びコスト等の影響を比較検討した資料を作成し、解体工法を選定すること。
- ・ アスベスト除去について、仮設計画、環境対策、工期、コスト等の影響を比較検討した資料を作成し、アスベスト除去工法を選定すること。

- ・焼却炉撤去について、ダイオキシン類等含有が確認された場合は、関係法令等に
従い、適切な処理方法の検討資料を作成し、監督員と協議のうえ設計すること。
- ・解体工事のための仮設計画及び解体手順を検討した資料を作成し、必要なもの
については設計図書に反映させること。
- ・解体工事により周辺環境（道路、水路、隣接建物）に影響を与える恐れがある場
合は、その対策方法を検討すること。
- ・当該敷地の境界フェンスは、存置すること。

3) 外構設計業務

- ・本棟南西角の道路については、道路境界と側溝位置及び敷地境界について現状から
変更するため、発注者及び道路管理者と協議のうえ設計すること。
- ・道路の改修前、改修後図面作成のほか、測量業務を実施し、縦断、横断、構造図等、
測量関係図面などの成果物一式を提出すること。

(2) 解体工事の条件

- | | | | |
|-------------------|---|----|---|
| a. 予定工事費（税抜き、経費抜） | （ | 未定 | ） |
| b. 予定工期 | （ | 未定 | ） |

(3) 工事種別

- ・ 改修 ○ 解体

(4) 提出期限

- | | | | |
|----------------|---|------------|---|
| ・ 業務計画書 | （ | 契約後14日以内 | ） |
| ・ 予定概算工事費（設計書） | （ | 令和7年10月1日 | ） |
| ・ 予定工事費（設計書） | （ | 令和7年10月24日 | ） |
| ・ 成果物（製本） | （ | 令和7年11月21日 | ） |

5. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）

第2条第2項に規定する一級建築士

II. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「建築・設備設計業務委託共通仕様書」
（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

本業務は以下に掲げるもののうち、◎印が付いたものを適用する。

(1) 一般業務の範囲

◎ a. 実施設計

◎建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

- ◎建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎ a. 積算業務

建築積算

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積の収集
- ・見積検討資料の作成

電気設備積算

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積の収集
- ・見積検討資料の作成

機械設備積算

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積の収集
- ・見積検討資料の作成

◎ 解体等積算（設備解体、外構解体、外構改修設計共）

- ◎積算数量算出書の作成
- ◎単価作成資料の作成
- ◎見積の収集
- ◎見積検討資料の作成

◎ b. その他

- ◎周辺環境への影響検討・調査及び資料作成
- ◎各打合せ記録の作成
- ◎既設図面データ化
- ◎土木工事の道路関係検討資料作成

◎ c. 測量業務の成果物作成

横断図を道路20m毎に1箇所、計5箇所作成、
縦断図、構造図等、関係図面を協議のうえ作成する。

縮 尺

平面図(S:1/250又は1/200)

縦断図(縦SV:1/100,横SH:1/250又は1/200)

横断図(S:1/100)

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

- b. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- d. 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第496号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- e. 各業務段階において、監督員からの指示がある場合、業務の進捗状況並びに実施内容を監督職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術標準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・公共住宅建設工事共通仕様書
- ・公共住宅改修工事共通仕様書
- ・建築物解体工事共通仕様書

b. 建築

- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築改修工事監理指針
- ・公共住宅建築工事共通仕様書解説書（総則編・調査編・建築編）
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図

c. 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・電気設備工事監理指針
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・電気設備編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・機械設備工事監理指針

- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・機械設備編）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針

d. 積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準の解説
- ・ 建築数量積算基準同解説
- ・ 建築設備数量積算基準同解説
- ・ 公共住宅建築工事積算基準
- ・ 公共住宅電気設備工事積算基準
- ・ 公共住宅機械設備工事積算基準
- ・ 公共住宅屋外設備工事積算基準

(3) 業務計画書

- a. 業務計画書には、契約図書及び共通仕様書3.2の設計方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - ・ 委託業務方針
 - ・ 業務実施体系図
 - ・ 管理技術者、主任技術者、担当技術者（建築・構造・機械設備・電気設備）の氏名及び資格等
 - ・ 業務工程表
 - ・ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
 - ・ その他、監督職員が必要に応じ指定する事項
- b. 受注者は、業務工程表の作成にあたっては、建築確認申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の確認のための日数を考慮するものとする。
- c. 受注者は、前項の業務工程表の作成（変更の場合を含む）について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、委託業務について協力者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する協力者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。

(4) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- （ 羽ノ浦町すみれ保育園新築工事 本棟① ）
- （ 羽ノ浦町すみれ保育園新築工事 本棟② ）
- （ 羽ノ浦町すみれ保育園新築工事 本棟③ ）
- （ 羽ノ浦町すみれ保育園新築工事 別棟① ）
- （ 羽ノ浦町すみれ保育園新築工事 別棟② ）

(旧羽ノ浦すみれ保育所アスベスト含有ほか調査業務・成果物)

※別途発注の旧羽ノ浦すみれ保育所アスベスト含有ほか調査業務受注者に、上記既存設計図書の貸与を行っているため、返却され次第の貸与となる。

b. 図面データ等 (敷地測量図)

c. その他

羽ノ浦すみれ保育所アスベスト含有調査結果及びダイオキシン類・重金属類の分析調査結果については、別途発注の旧羽ノ浦すみれ保育所アスベストほか調査業務での調査結果が提出され次第の貸与とする。

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(6) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理等に使用することがある。

~~b. 写真の著作権の権利等について~~

~~受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。~~

~~1) 写真は、阿南市が行う事務並びに阿南市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないこととができる。~~

~~2) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)~~

~~① 写真を公表すること。~~

~~② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。~~

c. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行なうとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 成果物

本業務は以下に掲げるもののうち、○印が付いたものを適用する。

(1) 実施設計

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数量等	備 考
○	設計図書（原図，製本）	次に掲げる設計図書一覧表1～3のうち、○印を付したものの原図と製本一式	図面ケースとも（A2版）製本2部 電子データ（JWW形式、PDF形式）
○	設計書	RIBCデータ 白焼き2部	電子データ（RIBCほか）
○	数量計算書	原稿一式	数量調書 単価調書及び見積書等
○	設計計算書	原稿一式	
	透視図	外観（ ）枚 内観（ ）枚	鳥瞰、方向等の特記
	模型		
	建築確認申請書	必要があれば（必要部数）	確認済証及び審査議事録
	消防法による届出書	必要があれば（必要部数）	使用開始届及び関係図書
○	アスベスト除去検討書	検討書一式	除去方法・費用等比較表ほか
○	打合せ記録	各1部	
○	既設図面データ化	各1部	電子データ (PDF, JPEG, TIF形式)
○	周辺環境影響調査	調査・検討書一式	電子データ (PDF, JPEG, TIF形式)
○	測量調査業務成果物	中心線測量、縦断測量、横断測量、 関係図面等、1式	電子データ (JWW, PDF, JPEG, TIF形式)

設計図書一覧表1（赤文字：既存図面をデータ化したものを利用する想定）

	種 類	備 考	種 類	備 考
	A. 共通設計図			
○	1. 表紙	1枚		
○	2. 図面目録	1枚		
○	3. 特記仕様書 1～3共通	3枚		
○	4. 付近見取図	1枚		

設計図書一覧表2 (赤文字：既存図面をデータ化したものを利用する想定)

	種 類	備考
	B. 建築総合	
○	1. 特記仕様書 4~5 解体	2枚
○	2. 配置図 (外構撤去リスト)	1枚
○	3. 外構撤去詳細図	2枚
○	4. 仮設計画図	1枚
○	5. 解体後配置図	1枚
	すみれ保育所・本棟	
○	6. 内部、外部仕上表 (アスベスト含有建材示す)	1枚
○	7. 平面図・屋根伏図 (アスベスト含有建材示す)	2枚
○	8. 立面図 (アスベスト含有建材示す)	2枚
○	9. 矩計図 (アスベスト含有建材示す)	3枚
○	10. 保力室、便所等平面詳細図 ・展開図	2枚
○	11. 食堂、寝室、調理室平面 ・詳細図・展開図	2枚
○	12. 玄関、便所、休養室、 園長室、保育室、幼児便所、 職員室、平面詳細図・展開図	3枚
○	13. 遊戯室、平面詳細図 ・展開図	2枚
○	14. 保育室4才、便所、教材庫、 北玄関平面詳細図・展開図	2枚
○	15. 保育室5才、予備保育室、便所、 教材庫平面詳細図・展開図	2枚
○	16. 建具配置図	1枚
○	17. 建具表No.1~No.2	2枚
○	18. 床伏図	1枚
○	19. 天井伏図 (アスベスト含有建材示す)	1枚
	すみれ保育所・別棟	
○	20. 内部、外部仕上表 (アスベスト含有建材示す)	1枚
○	21. 平面図・屋根伏図 (アスベスト含有建材示す)	2枚
○	22. 立面図 (アスベスト含有建材示す)	2枚
○	23. 矩計図・断面詳細図 (アスベスト含有建材示す)	3枚

	種 類	備考
○	24. 保力室、食堂、寝室、沐浴室、 教材庫平面詳細図・展開図	3枚
○	25. 職員室、休養室、医務室、 調理室、便所、倉庫、受入室 平面詳細図・展開図	4枚
○	26. 建具配置図	1枚
○	27. 建具表	1枚
○	28. 床伏図	1枚
○	29. 天井伏図 (アスベスト含有建材示す)	1枚
	土木工事	
○	30. 特記仕様書	2枚
○	31. 平面図	1枚
○	32. 道路改修図(始点、中間点、 終点)、側溝等詳細図	4枚
○	33. 舗装展開図	1枚
○	34. 仮設計画図	1枚
	C. 建築構造	
	すみれ保育所・本棟	
○	1. 基礎伏図	1枚
○	2. 梁リスト、基礎配筋図	1枚
○	3. 柱伏図、配筋図	1枚
○	4. 梁伏図	1枚
○	5. ラーメン図	6枚
○	6. スラブ配筋図	1枚
○	7. 梁伏図(鉄骨)	1枚
○	8. 鉄骨詳細図	1枚
	すみれ保育所・別棟	
○	9. 基礎伏図	1枚
○	10. 柱伏図	1枚

設計図書一覧表3 (赤文字：既存図面をデータ化したものを利用する想定)

	種 類	備考
	すみれ保育所・別棟	
○	11. 梁伏図、配筋図	1枚
○	12. ラーメン図	1枚
○	13. スラブ配筋図	1枚
	D. 電気設備	
	すみれ保育所 本棟・別棟	
○	1. 仕様書	1枚
○	2. 照明設備姿図	1枚
	すみれ保育所・本棟	
○	3. 幹線動力、弱電、盤図	1枚
○	4. 電灯、コンセント回路図	1枚
○	5. 自動火災報知、誘導灯設備図	1枚
	すみれ保育所・別棟	
○	6. 配置図	1枚
○	7. 幹線動力、盤図	1枚
○	8. 電灯、コンセント回路図	1枚
○	9. 弱電設備図	1枚

	種 類	備考
	E. 空気調和設備設計図	
	すみれ保育所 本棟・別棟	
○	1. 仕様書・機器表	1枚
○	2. 冷暖房設備平面図・本棟	1枚
○	3. 冷暖房設備平面図・別棟	1枚
	F. 給排水衛生設備設計図	
	すみれ保育所 本棟・別棟	
○	1. 仕様書・機器表	1枚
○	2. 配置図	1枚
	すみれ保育所・本棟	
○	3. 平面図	1枚
○	4. 平面詳細図No.1~No.3	3枚
	すみれ保育所・別棟	
○	5. 平面図	1枚
○	6. 平面詳細図	1枚

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に含めることができる。

：積算数量算出書の作成は、積算営繕システムRIBC 2（財建築コスト管理システム研究所）による。

：建築CADデータ形式は、JWW形式とし、監督員との協議による。